

安曇野市消防団を応援するキャラクター「ショウくん」イラスト使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、安曇野市消防団を応援するキャラクター「ショウくん」に係るキャラクターイラストを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(イラストに関する権限)

第2条 イラストに関する一切の権限は、安曇野市消防団（以下「消防団」という。）に属する。ただし、消防団が解散した場合は、安曇野市が引き継ぐものとする。

(使用の承認)

第3条 イラストを使用しようとする者は、あらかじめ安曇野市消防団長（以下「団長」という）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的とせず使用するときは、この限りでない。

- (1) 安曇野市の関係機関が使用するとき。
- (2) 安曇野市立学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 安曇野市内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) その他団長が使用について適当と認めたとき。

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、消防団キャラクターイラスト使用（変更）申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、団長に申請しなければならない。ただし、団長が認める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 企画書等「イラスト」の使用内容がわかるもの
- (2) その他団長が必要と認める書類

(使用承認の基準)

第5条 団長は前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動への利用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るための使用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標や意匠等として独占的な使用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 消防団の信用又は品位を害する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 使用によって誤認又は混同を生じさせる、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) イラストのイメージを損なう、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) その他団長が使用について不適當と認めたとき。

2 団長は、使用承認を行ったときは、消防団キャラクターイラスト使用（変更）承認通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

3 申請に要した費用等については、消防団は一切の責任を負わない。

4 団長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 イラストの使用料は無料とする。

（使用期間）

第7条 イラストの使用期間については、承認の日から最大5年とする。ただし、使用内容等により、期間を定めることが適当でないと判断される場合は、この限りでない。

（地位の承継）

第8条 相続人、合併により設立される法人、その他の一般承継人は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用目的等のみに使用すること。

(2) 提供した形状、色等に従って正しく使用すること。

(3) イラストの変形、一部のみの使用又は他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、団長が必要と認めたときは、この限りでない。

(4) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及びその登録を行わないこと。

（承認内容の変更等）

第10条 使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ消防団キャラクターイラスト使用（変更）申請書（様式第1号）を団長に提出するものとする。

2 団長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、消防団キャラクターイラスト使用（変更）承認通知書（様式第2号）を交付し、変更を承認するものとする。

（承認の取消し等）

第11条 団長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用承認の取消し、回収等の措置をとることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの規程に違反したとき。

(2) 使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(4) その他使用継続が不適當であると認められたとき。

2 団長は、使用者に使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

3 団長は、第1項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性)

第12条 使用者は、団長が承認した用途に限定してイラストを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第13条 消防団は、この規程により使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 消防団はイラストの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第15条 団長は、イラストの使用許可の状況等について、情報を公開することができる。

(団長の権限)

第16条 団長は使用承認の権限を安曇野市危機管理課長に一任することができる。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、安曇野市危機管理課が行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、イラストに関し必要な事項は、団長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。